

第 8 号議案

蒲郡市行政不服審査条例の制定について

蒲郡市行政不服審査条例を、次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市行政不服審査条例

別紙のとおり

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、蒲郡市行政不服審査会の組織その他必要な事項を定めるため提案する。

## 蒲郡市行政不服審査条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき設置する蒲郡市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織その他法令で定める不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

### (委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、当該委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (手数料等)

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）及び第78条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する写し又は書面の交付を行う場合における当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用は、審査請求人又は参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。）の負担とする。

(罰則)

第5条 第3条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。